

百合丘三丁目町会掲示板設置及び利用規則

この規則は掲示板の設置及び利用について、次のとおり定めることとする。

(目 的)

第1条 この規則は、町会の目的に沿った掲示板の管理及びその効果的な利用方法を定め運用することを目的とする。

(掲示板の設置)

第2条 掲示板の設置箇所は町会地域内とし、設置する土地は公有地を使用するものとする。ただし、私有地も了解を得た場合には使用することができるものとする。公共用地に設置する場合は、該当する行政管理担当部等と事前協議を行うこととする。

(掲示板の利用)

第3条 掲示板は、町会活動に関するものを住民へ通報利用するほか、国・地方公共団体等についても、利用させることができるものとする。

(利用の禁止)

第4条 掲示板には、次に掲げるものは掲示することができない。

- (1) 政治活動を目的とした主義主張及び宗教活動を目的とするもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) 公共の秩序を乱すおそれのあるもの。
- (4) 私的のもの。

(利用の手続き)

第5条 掲示板に掲示しようとする者は、「掲示板使用許可申請書」を掲示予定の3日前までに町会長へ提出し許可を受けるものとする。ただし、町会が行う活動に伴う定例の掲示物については責任者の承認で可とする。

(掲示の許可)

第6条 会長は、前条の申請に基づき掲示内容に支障がないと認めこれを許可したときは、掲示物の見やすい箇所に掲示許可済印を押印するものとする。また、掲示物の内容について管理監督を行う。

(掲示の期間)

第7条 町会が承認した掲示物には、掲示期間を明示する。なお、掲示期間が限定されていない掲示物は原則として1ヶ月とする。

(掲示物の撤去)

第8条 掲示期間が満了した場合は、掲示を行った者が速やかに掲示物を除去するものとし、除去を怠った場合は、代理により除去できるものとする。また、掲示を行った者は、掲示物が汚損または破損した場合には、掲示期間中であっても速やかに除去等必要な措置を講じ、美観の保護に努めなければならない。

(期間短縮の協力要請)

第9条 会長は、第6条の規定により許可した掲示物であっても、掲示するに支障が生じた時は当該許可による掲示期間の短縮を口頭または文書により要請することができる。前項の規定により許可期間の短縮の要請があった場合、許可を受けた者は、これに応ずるよう努めなければならない。会長は、前項に関することを許可の条件に付するものとする。

(維持管理)

第10条 掲示板の維持管理は、本会がこれを行い、必要があれば修理等の措置を講ずる。本会は、掲示板および周囲の清掃に努めるものとする。

(原状回復義務及び損害賠償)

第11条 会長は、故意または過失により掲示板に損害を与えた者に対して直ちに原状に回復させ、またはこれに要する費用を賠償させることができる。

(必要な事項)

第12条 この規則の改正は、その都度役員会において決定する。

附 則

本規則は、令和元年10月5日制定・施行

掲示板使用許可申請書（許可書）

年 月 日

百合丘三丁目町会長 様

（申請者）団体名：

住 所：

氏 名： 印

電 話： — —

掲示条件を遵守しますので、 年 月 日～ 年 月 日までの期間、
次の掲示物の掲示を許可してください。

掲示物名：

内 容：

掲示枚数：

掲示箇所： 箇所 （掲示板は4箇所）

掲示日時： 年 月 日～ 年 月 日

責任者名：

電 話： — —

上記申請のあった掲示について、これを許可します。

年 月 日

百合丘三丁目町会長

印